

令和3年1月15日

採用御担当者 各位

北見工業大学学務課学生支援室

学内個別会社説明会について

本学の学内個別会社説明会について、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じた上で実施していたところです。令和3年1月7日に東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の1都3県を対象にした緊急事態宣言が発令され、その後他府県においても感染拡大が止まらないとして、同年1月13日、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象となりました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象となった地域の企業様の受付を中止します。対象地域以外の企業様におかれましては、引き続き受付をしておりますが、申込される際には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下について御協力をお願い致します。

1. 感染拡大防止対策の実施

施設を使用される際は、検温の実施、マスクの着用、室内の換気、座席間隔の確保などの感染拡大防止対策を十分に行ってください。

2. 施設使用後の消毒費用負担

施設使用後に、使用施設の机・椅子等の消毒の実施をお願いします（有料）。消毒作業については、本学契約の清掃業者を御案内しますので、業者に連絡を取り実施した上、費用は業者に直接お支払い下さい。業者に支払う消毒作業料につきましては、料金表を参考としてください。

3. 感染者が出た場合の報告と消毒費用負担

新型コロナウイルスの感染者が発生した際は、速やかに本学へ御連絡ください。別途、消毒費用が発生した場合には、協議させていただく場合がありますので、予め御了承ください。

4. 学内個別会社説明会中止の可能性

国等から施設使用の停止を要請される、学内で新型コロナウイルスの感染が発生するなど、状況次第では学内個別会社説明会の中止のお願いをする場合がございます。

本学施設の使用については、必ず上記の点を御了承いただいた上で、お申しいただきますようお願いするとともに、御了承されたことの確認として、申込書を提出いただく際に、別紙「北見工業大学の施設使用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策について」を併せて御提出いただきますようお願い致します。